

目次・トピックス

暮らしの情報	2 ~ 5
生涯学習基本計画にご意見を 障害者自立支援法が施行 博物館の春期企画展 「金田ーさん!出番です」を開催	
市民の情報	6
相談案内	7

お知らせ版 2006. 2.25



サピオ稲荷山(稲荷山1 12 3)



第二児童館(中央3 3 31 2958 7407)



第三児童館(広瀬2 2 17 2952 7120)

指定管理者制度がスタート

サピオ稲荷山と第二・三児童館がさらに便利に

市では、地方自治法の改正に伴い、17か所の公共施設に「指定管理者制度」を導入します。これにより、市が指定した「指定管理者」が4月から施設の運営や管理を行うこととなります。今月はその中でも、開館日と開館時間が拡大される3施設をご案内します。

「指定管理者制度」とは

これまで公共施設の管理は、市が行うほかは、市の出資法人などに委託先が限定されてきました。しかし、平成15年9月に施行された地方自治法の改正で、民間会社やNPOなどを含む市が指定した団体に、公共施設の管理・運営を委任できるようになり、サービスの向上と経費節減のため、市でも導入します。

利用時間が延長…サピオ稲荷山

開館時間が22時までになり、利用できる時間が1時間延長となり、仕事帰りの方も利用しやすくなります。休館日は毎月第1月曜日のみ

これまで、休館日は毎週月曜日でしたが、開館日が増えることで、より多くの方にご利用いただけます。なお、施設点検などの臨時休館日を除きます。

夏場のプール利用を1時間早く

7・8月は、朝の9時からプールを利用することが出来ます。開始時間を1時間早めることで、多くの方がプールを利用する季節に、混雑を避けることができます。休館日が月1回…

第二児童館と第三児童館

開館時間が長くなり、休館日も少なくなつて、さらに利用しやすくなります。これまでと同じように事業なども行いますので、ぜひ、遊びに来てください。

開館時間が9時～17時に

利用できる時間が30分延長となり、夏時間・冬時間がなくなるため、1年を通じて同じ時間帯でご利用いただけます。休館日は月に1回

これまで、休館日は毎週月曜日でしたが、次のとおり変更となります。

第二児童館…毎月第3水曜日 第三児童館…毎月第3木曜日

問合せサピオ稲荷山 2953 0577
か中央児童館へ 2953 0208